特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０８８号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　富士メタル株式会社
代表清算人　金剌　孝司
１　決定年月日　令和７年11月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５号
岐阜県下呂市小川1967番地
清算株式会社　株式会社すし勘
代表清算人　千田　勘六
１　決定年月日　令和７年11月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所高山支部

令和７年（ヒ）第３号
滋賀県愛知郡愛荘町東円堂仲切1117番地の５
清算株式会社　株式会社竹山開発
代表清算人　竹山　文一
１　決定年月日　令和７年11月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（ヒ）第３６号
京都市下京区七条御所ノ内南町83番地
清算株式会社　株式会社リベックス
代表清算人　三木　正之
１　決定年月日　令和７年11月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第２号
佐賀県唐津市相知町伊岐佐丙1249番地
清算株式会社　株式会社Ｇｒｅｅｎ
代表清算人　川島　広史
１　決定年月日　令和７年11月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
佐賀地方裁判所唐津支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０３９号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
清算株式会社　株式会社五和鉄工所
１　決定年月日　令和７年11月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４１号
東京都中央区八丁堀１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社君津ロックウール
代表清算人　中村　昇司
１　決定年月日　令和７年11月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。
⑵　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑶　弁済における端数の切り捨て
弁済金の計算にあたっては、１円未満の端数は切り捨てる。
２　協定債権の取扱い
⑴　協定債権の弁済
協定債権者の有する協定債権の元本については、協定認可決定の確定後１か月以内に、弁済可能資金を協定債権者に対して支払う。
この「弁済可能資金」とは、清算株式会社が弁済時において保有する現預金の額から、同時点において未払いの共益的債権及び優先債権（特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法またはその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払の許可を受けた債権をいう。）の全額を控除した後の残額をいうものとする。
⑵　協定債権の免除
協定債権者の有する協定債権のうち、前記⑴の弁済後の元本の残額並びに利息及び遅延損害金の全額について、前記⑴の弁済日において、その免除を受ける。
⑶　新たな財産が発見された場合の取扱い
協定債権の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、協定債権者との協議の上、当該財産を換価し、換価代金から①一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対して弁済する。この場合、前記⑵に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部